

2003年 9月12日

地方公務員災害補償基金
宮城県支部審査会会長 殿

審査請求代理人
佐藤 由紀子

弁明に対する反論

平成15年8月19日付けで提出された弁明について、次のとおり反論します。

1 反論の趣旨

「公務外認定処分を取り消す」との本審査請求を認め、「公務上の災害」と認定するとの裁決を求めます。

2 「弁明の理由の(6)」についての反論

(1) 中体連バドミントン専門部の業務及び全中実行委員会事務局総務部長の業務について

支部長の弁明においては、「中体連は任意団体であり、これらの業務は学校教諭の公務ではない」と主張していますが、以下の理由により「公務」であることは明白で事実認定に誤りがあります。

「基金支部」が、任命権者である仙台市教育委員会に確認した事項に対する回答によれば、任命権者も「公務と認識している」と根拠も示し明確に回答しています。

校長も、「公務」と認識し、勤務時間中における校外における会議への出席については、「出張」を命じています。

全中バドミントン大会要項によれば、大会の主催者に任命権者である仙台市教育委員会がなっており、大会経費についても半分以上を宮城県と仙台市が負担しており実質的な主催者であることは明白です。大会の準備・運営に当たる宮城県中体連の内部に設置された全中実行委員会は、主催者である任命権者の承認の下に活動していたものです。実行委員長は、その職務に専念するために、大会準備期間中、学校現場から離れ、県の体育施設に出向してその業務を行っていました。これは全中実行委員会の業務を「公務」としていなければならないことです。

このように、「公務ではない」とする基金支部の主張は、任意団体であるということだけを根拠として判断しているが、実態を見れば、仙台市教委も校長も「公務」と認識して、被災者に業務をさせていたものです。被災者も、「公務」であるから、全中大会の成功のために、時間も惜しまず全力を傾注して臨んでいたものです。それに対して、基金支部は、実態について何ら検討することなく、形式的に「中体連は任意団体であり、その業務は公務でない」と判断したもので十分な根拠を持たないものであると言わざるを得ません。

(2) 校務分掌で定められた業務について

「通常の日常の職務に比較してこれらが特に過重な職務であったとは認められない」と主張していますが、以下の理由により過重な勤務実態であったことは明白で事実認定に誤りがあります。

「時間外勤務」はなかったとされているが、中山中学校から提出された資料でも、部活動の指導時間が勤務時間外に及んでいることは明白であり、週休日や休日も含めて日常的に時間外勤務をしていたことは明白です。

中学校教員の「通常の日常の勤務」それ自体が、時間外勤務になっているのが実態です。これは、提出資料にある、宮城県教育委員会の実施した「教育活動の現況調査」と、宮城県教職員組合が実施した「時間外勤務・部活動についての実態調査」によっても、毎日2時間程度、週10時間以上の時間外勤務をしていることは明白です。

被災者は、上記のような毎日のように時間外勤務をせざるを得ない「通常の日常の勤務」の上に、全中実行委員会のための業務をしていた訳ですから、「過重な職務」であったことは明白です。

このような事実があるにもかかわらず、その実態を全く検証もしないで「過重な職務であったとは認められない」としたのは、教員の勤務を規定している「義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例」で、原則として時間外勤務を命じないものとしているため、校長が職員の勤務時間を十分把握していないことにも原因があると思いますが、基金支部の主張は形式的で実態を全く無視したものであると言わざるを得ません。

(3) 「本人の性格素因等の個体的要因が、本件精神疾患発症のより大きな原因」としていますが、医師等の専門的な意見を聴取した形跡もなく、本人の性格的素因が原因だとする根拠が全く示されていません。基金支部は、全中実行委員会の業務は「公務」でなく、従って「公務」としての過重な勤務がないので、

「職務による過重と、本人の性格、素因等を比較した場合、本人の性格素因が原因だ」と主張していますが、上記(1)(2)で述べたとおり、本件の業務が「公務」であり、そのために、過重な勤務にあったわけで、もともと比較するものが実態を見ないもので比較しているので、根拠として採用することは不適當であります。

以上のことから、本件審査請求に係る基金支部からの弁明には、「公務外」と認定した理由がなく、本件処分を取り消し、「公務上の災害」と認定するとの裁決を求めます。

なお、口頭陳述を要求していますので、全中実行委員会の業務の実態や中学校現場の勤務実態の詳細については、口頭陳述の場で述べます。